報道資料

令和８年（２０２６年）１０月１６日

人事委員会裁決を受けた再審請求方針について

人事委員会裁決により教員の懲戒免職処分が修正されたことを受け、教育委員会として再審請求を行う方針を決定しました。

１　再審請求の趣旨

今回の人事委員会裁決は不服であり、原処分（懲戒免職）の維持を求めて再審請求を行うもの。

詳細は別添「人事委員会裁決を受けた教育長・教育委員共同声明」のとおり。

２　原処分に係る事案の概要

平成２６年度から平成３０年度までの間、勤務校の児童に対し体罰、暴言、不適切な言動等を繰り返すとともに、同僚職員や保護者に対しても威圧的な言動を繰り返し、計４２件の体罰、暴言又は不適切な指導若しくは対応等を行ったとして、市立小学校教諭を懲戒免職処分としたもの。

３　懲戒免職処分から人事委員会裁決までの経緯

・令和４年（２０２２年）１２月２日　懲戒免職処分
・令和５年（２０２３年）２月２７日　被処分者から人事委員会に審査請求
・令和８年（２０２６年）９月３０日　人事委員会による原処分の修正裁決

４　人事委員会裁決の内容

（１）裁決の結果

懲戒免職処分を停職２月の処分に修正

（２）人事委員会の判断要旨

懲戒処分の対象となった４２件の行為と量定決定の際に考慮した１件の行為に対する審査の結果、非違行為として認定できるものは６件である。

この６件に基づき量定を判断すると、教育委員会による懲戒免職処分は社会通念上著しく妥当性を欠いて裁量権の範囲を逸脱していると言わざるを得ない。

問合せ先
熊本市教育委員会事務局教職員課
ＴＥＬ：０９６－３２８－２７２０
課　長：萩本　広智

別添

人事委員会裁決を受けた教育長・教育委員共同声明

今回の人事委員会の裁決には、教育委員会において慎重に調査・審議を重ねた内容が十分に反映されているとはいえない。よって、それらの点について、新たな証拠を提出し、再審を求めることとした。

今回の裁決は、長年にわたる体罰・暴言等によって児童、保護者、教職員が受けた心身の苦痛を正当に評価しておらず、被害者側の証人になることの心理的負担や二次被害等への考慮もなされていないなど、あまりに一方的と言わざるを得ない。

こどもが安心して過ごせる環境づくりは、教育委員会の最も基本的な責務である。体罰や暴言等を繰り返す教員を懲戒免職にできないならば、こどもの安全・安心は守れない。人事委員会には、被処分者のみならず、被害者の人権も考慮した、責任ある判断を求めたい。

令和８年（２０２６年）１０月１６日

熊本市教育長・熊本市教育委員